（身分を示す証票）

第九十五条　法第六十二条第六項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる証票は、様式第五十六とする。

（事故届）

第九十六条　法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事（当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合に提出しなければならない。

（産業保安監督部長に対する都道府県知事等の報告）

第九十六条の二　都道府県知事又は指定都市の長は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項（特定消費設備に係る事故の場合にあつては、当該特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項を含む。）について適当な方法により当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十八の事故報告書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十八の二の事故報告書）を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

表　［略］

2　都道府県知事は、令第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第五十九の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

（条例等に係る適用除外）

第九十九条　第七十九条、第九十二条、第九十五条及び第九十六条（都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

様式第1（第3条関係）

［略］

殿

［略］

様式第2（第4条関係）

［略］

殿

［略］

様式第3（第10条関係）

［略］

殿

［略］

様式第3の2（第10条の2関係）

［略］

殿

［略］

（身分を示す証票）

第九十五条　法第六十二条第六項の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事がその職員に携帯させる証票は、様式第五十六とする。

（事故届）

第九十六条　法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告）

第九十六条の二　都道府県知事は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項（特定消費設備に係る事故の場合にあつては、当該特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項を含む。）について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十八の事故報告書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十八の二の事故報告書）を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

表　［略］

2　都道府県知事は、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第五十九の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

（条例等に係る適用除外）

第九十九条　第七十九条、第九十二条、第九十五条及び第九十六条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

様式第1（第3条関係）

［略］

都道府県知事　殿

［略］

様式第2（第4条関係）

［略］

都道府県知事　殿

［略］

様式第3（第10条関係）

［略］

都道府県知事　殿

［略］

様式第3の2（第10条の2関係）

［略］

都道府県知事　殿

［略］